

農業経営基盤の強化の 促進に関する基本方針

(案)

令和 3 年〇月

滋賀県

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
1. 滋賀県農業の概要	
2. 滋賀県農業構造の現状と課題	
(1) 本県農業の中心となる担い手	
(2) 担い手への農地利用集積	
(3) 女性農業者	
(4) 新規就農者	
(5) 集落機能	
3. 農業経営基盤の強化の促進に向けた取組方向	
(1) 育成すべき農業経営の所得水準および労働時間	
(2) 担い手の確保・育成	
ア. 経営基盤の強化と次世代への継承	
イ. 集落営農組織の継続性の確保	
ウ. 女性農業者の経営参画	
エ. 新規就農者の確保・育成	
4. 農業・農村を支える多様な人材の確保	
第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	5
1. 土地利用型	
(1) 個別経営	
(2) 法人経営	
2. 園芸・茶・畜産	
第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	6
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	7
第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	7

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1. 滋賀県農業の概要

- ・本県は、農地の90%以上が水田であり、稲作を主体とした土地利用型農業が全県で展開され、麦や大豆の生産面積は全国でも上位にある。
- ・県内各地では、水田を活用した園芸品目の生産や「近江の茶」、「近江牛」をはじめとする特産物の生産が営まれているほか、直接販売や加工品開発等の取組が広がっている。
- ・平成15年3月には「滋賀県環境こだわり農業推進条例」を制定し、水稻作付面積の40%以上で環境こだわり農業が取り組まれるなど、環境に配慮した滋賀県ならではの農業が展開されている。さらに近年では、オーガニック栽培を推進しており、取組が拡大しつつある。
- ・令和2年12月には、将来にわたり持続的で発展性のある農業生産の振興を図ることを目的として、「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例（愛称：しがの農業みらい条例）」を制定し、多様な農業者等の確保・育成についても位置付けたところである。

2. 滋賀県農業構造の現状と課題

(1) 本県農業の中心となる担い手*

- ・認定農業者数は年々増加し、平成30年2月には2,787経営体となったが、その後減少に転じ、令和2年3月には2,620経営体となっている。うち法人数については556法人と年々増加しており、認定農業者数の21%を占めている。
- ・集落営農組織数は令和3年2月時点で458組織となり、近年はほぼ同数で推移している。このうち、集落営農法人数は361法人で、多くの集落営農組織が法人化している。
- ・認定農業者の高齢化が進行しており、法人を除く半数以上が65歳以上となっている。
- ・集落営農法人においても、役員やオペレーターが高齢化し、次世代の人材の不足が懸念されている。
- ・担い手の経営基盤の強化を進めるとともに、経営継承を計画的に進め、経営基盤を確実に次世代に引き継ぐことが必要である。

☆本方針における『担い手』の定義

担い手とは、効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営）となっている経営体、およびそれを目指して経営改善に取り組む経営体の両者を指す。具体的には「認定農業者」、「認定新規就農者」または「集落営農組織（集落営農のうち経理を一元化する組織）」等をいう。

(2) 担い手への農地利用集積

- ・農業経営体数は令和2年2月時点で14,680経営体となり、平成27年に比べ27.3%減少している。特に副業的経営体数^{*1}が10,394経営体となり、この5年間で3,821経営体、率にして26.9%減少している。

(※1：1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体)

- ・担い手への農地の集積率は、令和3年3月時点で63.2%と、平成26年3月時点の45.9%から大きく増加した。
- ・平成27年からの5年間で、経営耕地面積20ha以上の規模の経営体数が大きく増加しており、経営の大規模化が進んでいる。
- ・一方で、同期間における経営耕地面積5～10haの規模の層は減少に転じ、10～20haの規模の層でも増加率が鈍化している。
- ・今後は、担い手への農地の集積を進めつつ、経営基盤の強化が図れるよう、農地の集約化を進めていく必要がある。

(3) 女性農業者

- ・農業に200日以上従事した女性農業者数は1,374名（令和2年2月時点）となっているが、女性の認定農業者数は45経営体、夫婦による共同申請は5経営体に留まっている（令和2年3月）。
- ・法人等における役員・構成員の女性の割合は、全国平均20%に対し、当県は9%に留まっている（令和2年2月時点）。
- ・担い手の確保と経営力の強化に向けて、女性の農業経営への参画を推進していく必要がある。

(4) 新規就農者

- ・過去5年間（平成28年度～令和2年度）で515名（年平均103名）が新たに就農している。
- ・就農から3年後の定着率は、過去3か年（平成29年度～令和元年度）平均で79%（雇用就農68%、自営就農91%）であり、定着率の一層の向上が必要である。
- ・新たに農業を開始しようとする就農希望者にとって、農地の確保が大きな課題となっている。
- ・農業法人に雇用就農した新規就農者は、農業法人を支える人材としてだけでなく、将来独立し、地域の担い手となることも期待できる。
- ・就農希望者の多くが就農し、安定した農業経営が営めるよう、または就農先の農業法人で長期に働き続けられるよう、支援していく必要がある。

(5) 集落機能

- ・集落機能の維持を図るため、地域農業戦略指針（平成27年県作成）に基づく集落の話し合いを進め、過去5年間に716集落で話し合いが、168集落で地域農業の維持・発展に向けた取組が行われた。
- ・農村の維持・発展には、担い手とともに、副業的経営体、自給的農家^{*2}、土地持ち

非農家等が重要な役割を果たしている。

(※ 2 : 経営耕地面積が 30a 未満かつ 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家)

- ・ 今後さらに農業経営体数が減少することから、農業の生産活動や集落機能を維持するため、地域を支える多様な人材の確保が必要である。

3. 農業経営基盤の強化の促進に向けた取組方向

(1) 育成すべき農業経営の所得水準および労働時間

- ・ 農業を職業として魅力とやりがいのあるものとし、産業として振興するため、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、地域における農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。
- ・ 本県のお他産業従事者の労働実態や本県の優良な農業経営の事例をふまえ、効率的かつ安定的な農業経営および新たに農業経営を営もうとする青年等の所得水準および労働時間の目標を以下のとおりとする。

年間総労働時間	主たる従事者 1 人あたり	概ね 2,000 時間
年間農業所得	主たる従事者 1 人あたり	概ね 500 万円
	主たる従事者 2 人の場合 (共同申請)	概ね 800 万円
	集落営農法人	概ね 650 万円 ^{*3}
	新たに農業経営を営もうとする青年等	概ね 250 万円

(※ 3 : 経常利益に役員報酬および主たる従事者に支払う賃金を合算した金額)

(2) 担い手の確保・育成

地域農業の維持・発展に向け、担い手を確保・育成するため、集落・地域での話し合いに基づく「実質化された人・農地プラン」の作成およびその実践を推進するとともに、次の事項を市町や農業委員会、農業協同組合等関係機関・団体と連携のうえ推進する。

ア. 経営基盤の強化と次世代への継承

- ・ 農地の分散を解消し、担い手への農地の集約化を図るため、担い手間のネットワークを強化し、担い手同士の話し合いを促しつつ、集落での利用調整を進める。
- ・ 土地利用型経営において、ほ場の大区画化や水田の汎用化による水田野菜等の導入、スマート農業技術の導入等の取組を進め、効率的で生産性の高い農業を推進する。
- ・ 園芸や茶、畜産経営において、効率的な労働力の配分と生産性の向上を目指し、スマート農業技術の導入を推進する。
- ・ 収量・品質の向上やコスト低減による利益改善、新品目の導入による経営の複合化、6 次産業化による経営の多角化、販売チャネルの開拓、異業種との連携等経営力の強化に資する取組を進める。
- ・ 規模拡大や経営発展への意欲の高い担い手に対し、中小企業診断士等の専門家派遣を行い、雇用の拡大や経営力の強化に向けた支援を行う。

- ・意欲ある個別経営体や集落営農組織については、引き続き法人化に向けた支援を行う。
- ・大規模な担い手に対しては、円滑な経営の継承が行えるよう経営継承計画の作成について働きかけを行う。
- ・農業経営改善計画の期間が終了する認定農業者に対しては、その改善計画の達成状況の評価・分析を行うよう促進するとともに、新たな計画の策定支援を行う。

イ. 集落営農組織の継続性の確保

- ・集落内外からの人材の確保や近隣組織との連携、専従者の雇用など、集落や組織の実情に合った人材の確保・育成に向けた取組を進める。

ウ. 女性農業者の経営参画

- ・女性の視点を活かした農業経営の発展につなげるため、家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請、集落営農組織への参加等を通じ、女性が農業経営においてその能力を発揮できる場の拡大を図る取組を進めるとともに、女性農業者間のネットワークの強化を進める。

エ. 新規就農者の確保・育成

- ・新規就農者の確保に向けては、新規学卒者や他産業からの就農を希望する者など多様なニーズを就農相談等により的確に捉え、農地の確保を含め、関係機関・団体と情報の共有化を図り円滑な就農を進める。
- ・自営就農にあたっては、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展できるよう、青年等就農計画の作成を支援する。
- ・農業法人への雇用就農にあたっては、農業法人および就農希望者に対し求人などの情報の提供や研修の実施等の支援を行う。
- ・このような支援策を講じ、新規就農者を年間 115 人（雇用就農含む）確保することを目標とする。
- ・就農後は、早期の経営安定に向けた栽培技術の習得や経営管理能力の向上に向けた指導等行うとともに、指導農業士等をメンター（アドバイス等する先輩農家）とした相談体制を構築するなど、新規就農者の定着促進に向けた支援策を講じる。
- ・青年等就農計画の期間が終了する認定新規就農者に対しては、その計画の達成状況の評価・分析し、農業経営改善計画の認定申請に向けた支援を行う。

4. 農業・農村を支える多様な人材の確保

- ・地域農業を担う農業者は、担い手を基本としつつ、担い手が不在もしくは少ない地域においては、「半農半 X^{*4}」を実践する人なども人・農地プランの中心経営体に位置づけ、農業・農村を支える新たな人材の定着を促進する。

（*4：農業と他の仕事を組み合わせた働き方）

- ・農村の活性化に向け、担い手や副業的経営体、自給的農家、土地持ち非農家等が互

いにメリットを享受できるように役割分担を行い、農業・農村の維持・発展を図る取組を進める。

- ・農村を支える人材が不足している地域では、大学や企業等多様な主体との連携・協働活動を通じた農地の維持や農村の活性化等の取組を進める。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示した基本的な方向を実現するため、効率的かつ安定的な農業経営の代表的な営農類型を次のとおり示す。なお、各営農類型の適応地域は、いずれも全県とする。

1. 土地利用型

(1) 個別経営

営農類型	労働力	経営規模
水田作	主たる従事者 1名	水田 27ha (水稲+麦・大豆)
水田作と施設野菜の 複合経営	主たる従事者 2名 (共同申請)	水田 25ha 施設 1,000㎡ (水稲+麦・大豆+施設野菜)

(2) 法人経営

営農類型	経営規模	備考
水田作と露地野菜の 複合経営	水田 60ha (水稲+麦・大豆+露地野菜)	主たる従事者 2名
集落営農法人	水田 30ha (水稲+麦・大豆)	
先駆的な水田作経営	水田 120ha (水稲+麦・大豆+露地野菜等)	
広域型集落営農経営	水田 120ha (水稲+麦・大豆)	

2. 園芸・茶・畜産

営農類型		経営規模
野菜	施設野菜 専作経営	パイプハウス 5,000 m ² (軟弱野菜)
		パイプハウス 2,500 m ² (果菜類)
花き	花き専作経営	パイプハウス 3,000 m ² (中輪ギク)
果樹	果樹専作経営	樹園地 1 ha (ナシ)
		樹園地 1 ha (ブドウ)
茶	茶専作経営	樹園地 5.5 ha
畜産	肉牛肥育専業経営	黒毛和種 220頭
	酪農専業経営	乳用牛 180頭

なお、営農類型ごとの売上や変動費・固定費等の費用、必要な機械類や初期投資に要する費用、労働時間等は、別途農業経営ハンドブックにおいて示すこととする。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示した新たに農業経営を営もうとする青年等の年間所得の目標を可能とする農業経営の代表的な営農類型を次のとおり示す。なお、各営農類型の適応地域は、いずれも全県とする。

営農類型		経営規模
野菜	施設野菜 専作経営	パイプハウス 1,000 m ² (果菜類)
水田作	土地利用型	水田 10 ha (水稲, 麦・大豆作業受託)

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

- ・担い手による農用地の利用が本県の農用地に占める面積の割合の目標

75% （詳細は別紙のとおり）

（現状値：63.2%（令和3年3月））

- ・本県の農地の多くを担う土地利用型の担い手数の目標を以下のとおりとする。

経営耕地面積 27ha 以上の土地利用型経営体数 330 経営体

※集落営農組織除く

（現状値：167 経営体（令和3年3月））

集落営農法人数 370 経営体

（現状値：361 経営体（令和3年2月））

第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

- ・意欲と能力のある経営感覚に優れた担い手の確保・育成に努め、それら担い手への農地の利用集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営が本県農業生産の多くを担う農業構造を確立するため、関係機関・団体が連携して、農業経営基盤強化促進事業の円滑な実施を支援する。
- ・就農希望者の就農促進について、県は公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金を青年農業者育成センターとして位置付け、次の事項を行う。
 - ア 就農促進に関する啓発活動
 - イ 農業法人等への雇用の紹介
 - ウ 就農相談活動
 - エ 新規就農者の定着対策活動
- ・認定新規就農者に対しては、青年等就農計画の目標達成に向け、市町や関係団体と連携を図り、農業技術の習得や経営管理能力の向上に向けた指導や研修、各種支援策を講じる。

（附則）

この基本方針は、平成 6 年 3 月 22 日から施行する。

この基本方針は、平成 12 年 10 月 26 日から施行する。

この基本方針は、平成 18 年 6 月 7 日から施行する。

この基本方針は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

この基本方針は、平成 22 年 3 月 15 日から施行する。

この基本方針は、平成 26 年 6 月 26 日から施行する。

この基本方針は、令和 3 年〇月〇日から施行する。

担い手に対する農用地の利用の集積に関する目標

